

議事日程(第3号)

平成30年12月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第82号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第83号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)

議案第84号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第87号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第88号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第83号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)

議案第85号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第86号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第89号 区域外道路の認定の承諾について

日程第2 議案第90号 教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第91号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議案第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議案第93号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第6 議案第94号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第7 議案第95号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第7号)

日程第8 委員会付託の省略

日程第9 議案に対する質疑

日程第10 委員会の閉会中の継続審査

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第9号 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める
意見書を国に提出することを求める陳情書

日程第11 議員派遣の件

- 日程第12 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第13 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(5件)
- 議案第82号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)
- 議案第84号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第87号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第88号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)
- 議案第83号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)
- 議案第85号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第86号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第89号 区域外道路の認定の承諾について
- 日程第2 議案第90号 教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第91号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第93号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第6 議案第94号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議案第95号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 委員会付託の省略
- 日程第9 議案に対する質疑
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第9号 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新

田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第13 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 橋本 正枝君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君
環境整備課長	押川 道彦君	教育課長	西田 誠司君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	萩原 一也君
産業振興課長	淵上 達也君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様おはようございます。

議会の開会に先立ちご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名で

す。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（黒木 泰三） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第82号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号平成30年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、議案第84号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第87号平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第88号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成30年第6回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、12月11日から12月12日までの2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の副町長及び課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第82号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第83号平成30年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第84号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

次に、議案第87号平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

次に、議案第88号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第83号平成30年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、議案第85号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第

5号)、議案第86号平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)、議案第89号区域外道路の認定の承諾について、以上4件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長(中武 良雄君) 産業文教常任委員会において付託されました議案は4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は12月11日、12日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず初めに、議案第83号平成30年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)、原案可決です。

次に、議案第85号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)、原案可決です。

次に、議案第86号平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)、原案可決です。

次に、議案第89号区域外道路の認定の承諾について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長(黒木 泰三) 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第82号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 87 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 88 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 89 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、委員会付託議案の 8 議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第 82 号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号平成 30 年度木城町一般会計補正予算（第 6 号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号平成 3 0 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号平成 3 0 年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号平成 3 0 年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号平成 3 0 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、本案に対する

総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号平成 30 年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号区域外道路の認定の承諾について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 90 号

○議長（黒木 泰三） 日程第 2、議案第 90 号教育委員会委員の任命についてを議題といたします

す。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 議案第91号

日程第4. 議案第92号

日程第5. 議案第93号

日程第6. 議案第94号

日程第7. 議案第95号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

追加提出されました、日程第3、議案第91号から日程第7、議案第95号に至る議案については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を登壇の上、求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第91号から議案第95号に至る5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第91号。議案第91号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

平成30年9月30日、台風24号の暴風雨により、木城町が管理する岸立団地駐車場に隣接する県道都農綾線の法面が崩壊し、駐車場に駐車をされていた入居者の須本賢氏の所有する車、トヨタ・カローラフィールダーが被害を受け、その被害に対する被害賠償の請求について、木城町は支払い義務があると認め、今回、須本賢氏と損害賠償額91万円で和解するものであります。

次に、議案第92号。議案第92号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

平成30年9月30日、台風24号の暴風雨により、木城町が管理する岸立団地駐車場に隣接する県道都農綾線の法面が崩壊し、駐車場に駐車をされていた入居者の須本賢氏の所有する車、

ダイハツ・ムーヴコンテが被害を受け、その被害に対する被害補償の請求について、木城町は支払い義務があると認め、今回、須本賢氏と損害賠償額83万円で和解するものであります。

次に、議案第93号。議案第93号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

平成30年9月30日、台風24号の暴風雨により、木城町が管理する岸立団地駐車場に隣接する県道都農綾線の法面が崩壊し、駐車場に駐車をされていた入居者の山下雄大氏の所有する車、トヨタ・ヴォクシーが被害を受け、その被害に対する被害補償の請求について、木城町は支払い義務があると認め、今回、山下雄大氏と損害賠償額22万6,000円で和解するものであります。

次に、議案第94号。議案第94号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

平成30年9月30日、台風24号の暴風雨により、木城町が管理する岸立団地駐車場に隣接する県道都農綾線の法面が崩壊し、駐車場に駐車をされていた入居者の村山普祐氏の所有する車、ホンダ・フィットが被害を受け、その被害に対する被害補償の請求について、木城町は支払い義務があると認め、今回、村山普祐氏と損害賠償額11万4,500円で和解するものであります。

最後に、議案第95号。議案第95号は、平成30年度木城町一般会計補正予算（第7号）であります。

補正予算（第7号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、予算の総額をそれぞれ46億5,800万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額1,417万3,000円、県支出金増額982万7,000円であります。

歳出は、農林水産業費増額2,067万7,000円、土木費増額208万1,000円、総務費増額70万4,000円、予備費増額53万8,000円であります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第8. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第8、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第91号から議案第95号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、議案第91号から議案第95号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第9. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第9、議案に対する質疑を行います。

議案第91号から議案第95号までの議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、これより、議案番号順に従い、1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第91号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第91号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） この車の年式と購入価格がわかれば、教えてもらいたいです。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 須本賢氏のカラーフィールドーにつきましては、初度登録が平成24年7月となっております。この車の購入価格につきましては、当初の分はわかりませんが、見積では全損となっておりますので、98万2,330円で見積をいただいております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 年式は20年ですかね、これは。平成20年。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 年式につきましては、平成24年でございます。（「24年」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） この見積はどこでしたのですか、これ。24年で91万円になったのは、どのような査定をされたのか。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 損害賠償の金額につきましては、町村会の顧問弁護士のほうであります近藤日出夫弁護士のほうに相談しまして、被害車両につきましては、修理ができるものにつきましては、修理代が補償額となります。また、修理ができない場合につきましては、被害車両と同等の車両の市場価格で補償することとなっております。今回、補償額につきましては、保険会社等が使用しておりますオートガイド自動車価格月報等を活用しまして、保険額を算出しております。

須本氏のカラーフィールドーにつきましては、算出根拠といたしまして、今ご説明を申し上げますオートガイド自動車価格月報等により算出した金額で91万円を算定しております。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） ちょっとお聞きしますけれども、基本的に災害とかいうのはなかなか補償がつかないと、車に対しては自分で車両保険に入っておかないと出ないという話を聞くのですが、今回、木城町がこの補償をするということになった一つの原因というのは何でしょうか。木城町がしなくてはいけないという。

例えば、上の水が流れてきたという話もありますし、上の土地が木城町の土地であると、あの太陽光があるところですかね、木城町の土地であると、そういった関連からだったのか。もしくは木城町の団地内で起きた被害だから、木城町が補償しなくてはいけないとなったのか、そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 先ほど町長のほうが提案理由でご説明を申し上げましたが、平成30年9月30日に本県に接近しました台風24号の影響によりまして……、町が管理しております岸立団地の駐車場につきましては、平成20年7月14日に県の土砂災害警戒区域、イエローゾーンに指定されております。その関係で、避難指示の態勢がとれていなかったことなどで裁判になった場合に、過失が問われるというようなことでありますので、今回、補償するものがございます。

○議長（黒木 泰三） 3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） その木城町が払う、要するに避難指示区域なのに避難をさせていなかったから、木城町に責任があるということではないわけですかね。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） そういうことでございます。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 補足説明をさせていただきたいと思います。

今、環境整備課長が申し上げましたように、被害車両につきましては、岸立団地、町が管理をいたします駐車場に止めていた車が被災を受けたわけでありまして、あの地域は今言いましたように、宮崎県が指定をしております土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに一部が入ってまして、そのイエロー部分に係るところの車両が被災を受けたということでありまして、そして、今回の補償に当たっては、顧問弁護士と相談をしたわけでありまして、一応、所有者、それから岸立団地の入居者等については、土砂災害危険区域でありますよというマップは配布をしております。過去2回にわたって配布をしておりますけれども、いざ裁判になった場合に、単に配っただけではだめだと、やっぱりしっかりと丁寧に説明をするということ、それから事前に、来る前に啓発活動をしておかないと、責任が問われますよということの指導を受けたところであ

ります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 確認ですが、土砂災害が起こった山林——山林か、いわゆる土砂崩れが起こったそのものの管理責任はどこの責任になるわけですか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 土砂の災害が起こった原因については、今回は自然災害、天災ということで、どこにも責任はないというような判断であります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 山林の管理者、いわゆる所有者、町有財産だったのか、個人の財産、崩れた場所はどこだったのかということです。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 所有者は、一番上のほうの木城町であります。それから、中間あたりが、管理しているのが民地であります。そして、土砂災害危険区域でありますので、県のほうはしっかりとそのための土砂崩壊法面工事はやっているということであります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。1番、眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 確認ですが、今後、町が管理する住宅地、もしくは池田住宅なり中河原住宅でも同様の事件が発生した場合は、町長の説明から言われると、イエローゾーンに入っていないとだめということでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町が今回みたいに補償するというのは、あくまでもそういった土砂警戒区域でありますとか、そういった部分に該当する部分で、なおかつ町のほうがしっかりと前もって説明をする、あるいは避難指示行動を起こすとか、そういった発令をしていなかった場合に問われるということですので、そういったことをしていなかった場合に災害を受けた場合には、今回のような事例で損害賠償が出てくると、発生をするというふうに認識をしています。

損害賠償が発生しないというのは、あくまでも町のほうがしっかりとそこらあたりで前もって事前の啓発活動を行った場合には、出てこないということですので、今後は、いつも申し上げていますように、担当課のほうにはそれぞれ指示をしたところではありますが、事前にそういった啓発活動を行うように指示をしたところでもあります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 1番、眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 再度ですけど。そしたら、台風被害ぐらいですよ、事前に対処ができるのは。だから、地震の場合はもう絶対対処しないということでもいいですね。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 台風だけが、今おっしゃったように、事前に来ることがわかっていますので、それについてはしっかりと備えを、啓発活動をしていきたいと思えます。

しかし、突発的な部分につきましては、なかなか判断ができない。事前に判断ができない部分もある災害もあるかと思えますので、その部分については、やっぱり常日ごろから、平時に当たって町民に対しての啓発活動は行っていきたいと、最低でもしなさいよと。例えば梅雨前、それから台風時期前、それがないときに、そういった備えの啓発活動をするように指示をしたところでもあります。

○議長（黒木 泰三） ほかに。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） もう1回だけ聞きますけど、この金額は妥当かどうかは別として、今回、私の聞き漏れかもしれませんが、先方のほうから、被害者のほうから請求が来たわけですよ。そういう形でいいですかね。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 損害賠償額については、当然、相手方のほうから、こういった金額での被害がありましたので、これを請求しますよと、これがかかりましたよというのがあったのは事実であります。

しかし、それはそれとして、私どもが今回はじめております損害賠償金額につきましては、先ほど言いましたように顧問弁護士とも相談をし、そして、その根拠となる金額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、オートガイド自動車価格月報、いわゆる保険会社等が示談交渉をするときに用いる金額を根拠にして算定しております。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で本案に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第92号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） やはりこの車の年式と、それと、これはやっぱり行政側のミスですよね、ミス。やらなければいけないことをやっていなかったと。今後、町長が厳しく指導したということですが、ある程度マニュアルぐらいはつくって、もう二度とこういうことがないようにやっておかないと、いけないことではないですかね。それについてお願いします。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 須本賢氏のダイハツ・ムーヴコンテにつきましては、平成27年度が登録年度でございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 訂正します。27年3月でございます。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） それから、後段のほうの質問でありますけれども、今後、こういった被災が起こらないように、十分、先ほど申し上げましたように、事前に町民に対しまして、それぞれ啓発活動を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で本案に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第93号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第94号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） これは11万4,500円ですが、この年式は。それと、損害は全損ではなかったのですか。これ、ちょっと安いですけど。そこについてお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 村山氏のホンダ・フィットにつきましては、初年度登録が15年の3月となっております。

それから、算定根拠、算定でございますが、登録が平成15年3月のため、既にもう15年が経過しておりますので、保険会社等の示談等で活用しておりますオートガイド自動車価格月報等に基づきまして、10年が経過しておりますので、同等の車を購入した際の金額の10%となっております——が算定根拠でございます。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。10番、内田重則君。

○議員（10番 内田 重則君） 確認とお願いをしておきますが、今回は自動車の損害の件が出ており、その中で木城町には住宅というものがございまして、その中に車庫をつくっているというような状態のところがたくさんございます。これは強制的につくらせたのか、本人が頼んでつ

くったのか、そのあたりでもし大きな台風等が来た場合に、これが車に当たった場合には、こういったケースがまた出てくるというふうに予想されます。そういったところを徹底して、車庫は住宅の敷地内につくる、そういうあれは出していращやるのですか。それとも本人たちがお願いをしてつくっているのですか。池田住宅あたりでもいろいろあるような感じがしますが、その車庫は、どうなんですか。確認のためです。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 町営住宅等の駐車場等の設置につきましては、入居者の方の申請によりまして許可をしております。したがって、設置につきましてはご本人でございますので、責任についてもご本人のほうで対応という形になります。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ちょっと誤解がないように申し上げておきたいと思いますが、あくまでも町が補償すると、損害賠償するというのは、あくまでも土砂災害警戒区域でありますとか、あるいは土石流警戒区域に入っている部分あるいは施設そのものがいわゆる町の施設管理地の中で、町の瑕疵により被害を受けた場合に損害補償をしていくということでありますので、そこは誤解のないようお願いしておきたいと思います。

なお、参考までに申し上げますと、団地で先ほど申し上げました土砂災害警戒区域、イエローゾーンとかに入っているのは、岸立団地の駐車場が入ってきます。それから、高城住宅の一部が入ってきます。それから、土石流関係の部分でいきますと、中之又住宅が入ってきます。それ以外はこういったイエローゾーンとかレッドゾーンに入っていないということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 瑕疵についてはわかっているのですが、やっぱり、くどいようですけど、瑕疵ですよ、瑕疵。ということは、瑕疵によって予算が出ていくわけですね、歳出するわけです。だから、こういうことがないように、くどいんですけど、やはり次からはもう賛成できませんので、よろしく願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ですから、先ほどから言っていますように、瑕疵をゼロにするためには、先ほどから言いましたように、例えばそういったマップをやる、あるいは危険ですよというのをやるだけではだめですよということを指導を受けていますので、しっかりと前もって避難指示を出すとか、あるいはイエローゾーン、レッドゾーンにかかわらず、今、避難指示を出しています。避難指示を出しますし、また、そういった啓発活動をしているかどうかで、ゼロになるか、

10%か、20%か、全損になるか、知りませんが、そういったのが問われてくるということですので、今後は、先ほど申し上げましたように、前もって、しっかりと発令をすとか、啓発活動を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で本案に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成30年度木城町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第95号に対する質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 11ページでございます。財政調整基金の繰入金、1,417万3,000円、補正の第6号で1,780万円ほどありましたので、3,200万円程度、繰り入れをされますが、繰り入れ後の基金積立金の残高は幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

もう一つは、15ページです。賠償金、ただいまの4件の損害賠償金の金額でございます。当然これは公費での賠償金となりますから、個人の自動車保険の加入のありなしについて、どういう形で確認されたのか。いわゆる車両保険に入ってなかったのか、町での損害賠償となったのが4件であると思います。どういうふうな保険の確認が行われたのかが1点。

それから、この4件以外にも土砂災害による自動車の損害はなかったのか、あったけれども、個人保険で対応ができたので損害賠償請求がなかったのか。

一応その2点だけお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） ただいま質問のありました財政調整基金の残高でございますが、平成30年4月現在で42億3,500万円でございます。今までに12月補正で1,800万円は

ど繰り入れております。それから、今回、1,400万円ほど繰り入れておりますので、その差し引きということで、現在残っております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました賠償金の関係でございますが、保険等につきましてはご本人に確認をしております。

ほかに被害車両につきましてはございませんので、4台だけでございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 全部で4台の車しか被害はなかったと、その4台の車は全て無保険だったということで、それは本人側が入ってないというだけの確認ですか。その保険証……。全く無保険ですか、これ、4人とも。それとも自動車保険には、任意保険に加入したけれども、たまたま車両保険だけに加入してなかったということの確認はされないのですか、これだけの公金を支出するのに。そんな簡単に相手が保険に入っていないよということで損害賠償に比べられるわけ。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） それぞれ4台とも保険等には加入されております。1名の方につきましては、車両保険等に参加されておまして、そういったものを活用されているところでございます。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 車両保険で損害賠償をもらう、で、新たに町からもらう。災害に遭った人のほうが有利になるという典型的な、これ見本ではないですか。いわゆるほかの補助金あたりでも、今度の台風による災害でもですよ、保険対象金を除いた金額を補償する、それが公金での支出ではないのでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（黒木 泰三） ここで10分間の休憩といたします。

午前9時48分休憩

午前10時02分再開

○議長（黒木 泰三） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、堀田廣幸君、本件に対する質疑は、3回となっておりますけれども、会議規則第55条

の規定により、特に発言を許可します。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 最後の質問の訂正をさせていただきます。保険加入者は保険金が出るので、公金からダブって出すべきでないと申しましたけれども、保険加入者にも損害賠償することはしなければならないと思います。

それは、なぜかと言うと、保険を使わなければ、無事故割引で最大半額に、掛け金になるわけです。一遍車両保険を使ってしまうと、次の年からの保険料が相当高くなってまいります。

その分は、当然公金で負担すべきだと思います。問題は、その額が適当であるのかどうかだけだと思います。その顧問弁護士が中に入って、本人と相談されて、そのことが含んである損害賠償金なら納得がいくわけですが、その金額は妥当であるかどうかということだけでございます。出してはいけないということを訂正いたします。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 保険につきましては、4名の方が対象でございますが、そのうちの1名の方が車両保険等には加入されており、活用されたようでございます。

山下雄大氏が、そういった保険を活用されているところでございます。

保険の算定につきましては、初年登録が平成17年9月ということで、13年が既に経過しております。その関係で、先ほども説明を申し上げましたが、示談交渉等で活用しておりますオートガイド自動車価格月報等に基づきまして、被害車両の購入をした場合と同等の金額が226万円となっておりますので、その10%に当たります22万6,000円を補償額としております。以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 堀田議員が言われました、先ほど訂正された部分の後段部分の補足説明をさせていただきたいと思います。

車両保険を活用された方が1名いらっしゃるわけでありますが、その方については、今、堀田議員が言われたようなことは、私たちが重々知っておりまして、そういう話をさせていただきました。

ただ本人が、車両保険を使って早々に修理をされたと、こういうことになりますよということでありましたが、いずれにしても木城町がお示しをしました損害賠償額のほうでやらせてくださいと。それ以降については、保険会社と、さっき言われたような部分で山下氏と保険会社のほうが、その免責の部分でありますとか、どうしましょうかという話をされると思いますので。ただ、うちのほうとしては、本人がそういったことを、私たちが懸念をしておりましたけれども、木城町が損害賠償した金額をお示しをして、してくださいということでもありますので、それは顧問弁護士にも重々相談しましたが、それは本人の希望どおり沿う形でなさいと、したほうがいいで

しょうねということです。

ですから、今、堀田さんが言われたことは重々出てきます。それは、保険会社と本人のほうの話し合いで決まるものだと、私たちは理解しています。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 先ほどご質問のありました財政調整基金の金額について、追加回答したいと思います。

現在、この補正7号の金額を繰り入れまして、41億9,800万円が現在の基金残高でございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 委員会審議がありませんので、あえて述べさせていただきたいと思いますが、先ほどの町長の答弁の中で、ここが危険区域の家の地域だという説明がありましたが、やっぱりそういう地域であれば、二度とこういう災害を起こすことがないようにするにはいけないので、やはり道路沿いに、やっぱり防護壁を建設する必要があるのではないかというふうに思いますので、一応、提言をさせていただきます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 防護壁をどこにつくるかが問題であります。私としましては、例えば今の問題がありました、岸立団地の手前のほうに防護壁をつくるというのは、どうかなというのは思っています。

いわゆる車両でありますので、いわゆるイエローゾーンであります。そこにつきましては、先ほどから言います瑕疵を問われる、問われないかという部分については、事前にそういった説明あるいは発令等を、避難指示等を発令をすればいいということでもありますので、人命に直接かわる部分ではないので、そこまでの防護壁はどうかなと思います。

ただ、県道沿い、反対側、北側のほうの部分については、しっかりと県のほうに防護柵をつくるべきだと思っています。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 15ページの農林水産業費の農業振興費と畜産業費についてですが、30年度の一般会計補正予算（6号）が出ていて、追加議案として緊急に7号が出されたのですが、その理由について説明をお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） まず、激甚災害に指定されまして、国からの補助、そして町からの上乗せが必要であるという要綱が出されたのが11月中旬だったと思います。

それで、この議案の告示をしたときに、まだ国から何%というような形ではっきりしておりませんでしたし、そのときに、県の補助が加わるということもはっきりしておりませんでした。

また、災害受付の金額が固まっておりましたので、枠としてこのくらいではないかというふうに判断をして、800万円と1,000万円を加えさせていただいたところですけども、受付をするに従って、被害金額が上がったということと、受付をしながら国からの補助の率と県の補助の率が固まりましたので、今回、補正で追加させていただいたところでございます。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 補助金出されるところの大まかな内容というのはわかりますか。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） まず、被災農業者向けの経営体育成支援事業補助金、いわゆる施設等が被害を受けた部分につきましての事業費が1,742万1,000円、それから、産地緊急支援事業補助金というのがございまして、これにつきましては、一旦植えた種子とか苗が流れて、もう1回植えなきゃいけないとかいうような農作物に対する被害額が69万7,000円、それから、この台風絡みでいきますと、畜産振興事業補助金というのが、事業費としては2,117万6,560円ありますけれども、これについて、エーリックというところからの畜産関係の専門の補助金がございまして、それに対する上乗せとしまして、5%の105万8,828円を計上しております。

それから、台風災害の受付を行っていくに従いまして、機械等が非常に風雨にさらされたというようなことや、ビニール等をやりかえるときに、もう機械も一緒にやりかえて、もう1回生産意欲を伸ばしてやりたいというような形で、木城町が来年度まで持っております3年間の小型農業機械導入支援事業を活用して、農業機械を購入したいという方が上がってきましたので、それにつきましては、緊急性というか来年度の補正に間に合わない部分、例えばスプリンクラー等の霜対策で、今期の冬に対してやりたい部分、それから、来年の代かきまでにどうしてもそろえなければいけないような機械につきましては、台風の被害の方たちが早く経営意欲を持って再出発をしてほしいということで、今回、農業機械の部分の補正もさせていただいたところで、それが150万円計上してあります。対象者数は6名でございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（黒木 泰三） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第9号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書について、木城町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、陳情第9号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11. 議員派遣の件

○議長（黒木 泰三） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日、変更等があった場合は、議長に一任願

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第 1 2. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（黒木 泰三） 日程第 1 2、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、堀田廣幸君。6 番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会として、特別に報告することは現在ございません。

○議長（黒木 泰三） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君。3 番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 平成 3 0 年度産業文教常任委員会視察研修報告をいたします。

平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日から 1 4 日にかけて、産業文教常任委員 4 名と職員 2 名にて、佐賀県嬉野市、鳥獣害対策「嬉野狩部」と佐賀県大町町、小中一貫義務教育学校「大町ひじり学園」にて視察研修を行いました。

佐賀県嬉野市は、人口 2 万 6, 4 9 0 人で、嬉野温泉が有名であり、嬉野茶でも盛んなところでもあります。鳥獣被害はどの地区においても問題となっております。狩猟免許者の高齢化に加え、耕作放棄地の拡大等により鳥獣が平坦部までおりてくるようになったことです。

嬉野狩部の取り組みの特徴は、若い男女の会員で組織され、アルバイト感覚で活動されているところです。それには、国、県と市の捕獲補助金、最高 1 万 7, 0 0 0 円と色々な助成があることです。

また、彼らは独自の箱わな、これは大きくて軽量で丈夫な亜鉛メッキ加工で製作し販売をしております。そのほかにも監視カメラを使い、労務の軽減にも努めております。捕獲後の殺処分は、電気止め刺し機を利用しているのには意外でした。

現在は、捕獲頭数が増えたので、近隣の業者に販売したり、さらに冷凍後粉碎して加工し、イノシシの油を化粧品とし販売する予定としているそうです。

本町におきましても、狩猟者の高齢化が進んでおります。今後は狩猟方法を猟銃中心ではなく、若者や女性でも参加できるよう、箱わな等を活用すべきであると感じました。

行政支援をさらに増やし、捕獲技術の向上を進め、近隣市町村と連携してジビエや油を使った保湿化粧品の開発も進めるべきと感じました。

2日目は、教育課2名と環境整備課2名と合流して、佐賀県大町町の大町ひじり学園に視察に行きました。

大町町は、人口6,580名、児童生徒数が443名で、本町に似た規模であります。

10年前に当時の町長のマニフェストにより、小中一貫校の取り組みが始まり、平成23年度より小中一貫校大町ひじり学園がスタートしております。

平成26年度に新校舎が落成、平成28年度より義務教育学校大町ひじり学園になられております。10年をかけ、まず小中連携教育に始まり、小中一貫校開設、最後に義務教育学校に移行されております。このように段階を踏まえて取り組みをされたことがよかったのではと感じました。

また、県の教育事務所の力添えがあったことも大きいと感じました。

九州初の義務教育学校として、非常に参考になります。スタートして1年経過され、中学部においては学力が向上したと聞いており、問題行動も減少しているとのことでした。

ただ、不登校はなかなか減らないとのことでもありました。また、体力が全国平均、県平均を下回るとのことで、今、その対策に取り組んでいるとのことでもありました。

本町においては、5年後の目標で小中一貫義務教育学校を目指しておりますが、小中一貫教育導入と校舎建設を同時に行うのは困難を伴うものであると感じました。

大町ひじり学園も、約10年かけて実施されています。本町において、小中一貫教育がどのような意義を持つのか、保護者や地域住民の話し合いを通じて、十分に意見を聞いて進めるべきであります。

児童生徒の教育の質の向上を目指す意味でも、重要になることだと考えます。また、校舎建設に当たっては、既存の建物の活用も十分考慮し、現場の教職員の意見を聞きながら、シンプルな校舎建設が望ましいと考えます。

また、災害における利活用の検討も重要であると考えますので、今後とも考えていただければいいかと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会運営委員長、淵上三月君。7番、淵上三月君。

○議会運営委員会委員長（淵上 三月君） 議会運営委員会からは、特別ご報告することはありません。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会広報編集特別委員長、神田直人君。2番、神田直人君。

○議会広報編集特別委員会委員長（神田 直人） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、12月26日から1月15日にかけて、計4回の委員会を開催いたします。

また、紙面をつくるに当たり、議会の内容等をわかりやすく、町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりますので、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。8番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会として、報告することはありません。

○議長（黒木 泰三） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第13. 各委員会の閉会中の調査

○議長（黒木 泰三） 日程第13、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員長から所管事務の調査について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に関わる事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から、基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。去る12月7日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり、慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成30年第6回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。7日間にわたりました第6回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。

今議会上程の14議案、全て原案のとおり可決及び同意をいただきました。厚くお礼を申し上げます。一般質問及び委員会審議におきましては、ご意見、ご提言をいただくとともに、たくさんの気づきをいただいたところであります。

しっかりと受け止め、今後の町政、政策に生かしていきたいと考えますし、これからの町政運営執行に当たり、十分心して努めていきたいと思っております。どうか今後とも、議員各位のご理解、ご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

本年も、いよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位初め、皆様方には十分健康にご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思っております。

29日から1月3日までは年末年始休暇となります。当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。喫緊でありますけれども、16日日曜日、今日の日曜日ではありますが、11時から石河内におきまして、九州保健福祉大学の健康福祉まつりを行います。この九保大との連携事業、3年の一区切りの最終年度となりますので、町内の各種ボランティア団体からも参加が予定をされていますので、どうか、学生目線、よそ者目線、若者目線で取り組んでいただいております九保大の生徒さん手づくりの趣向を凝らした健康まつりでありますので、どうか、ぜひおいでいただければありがたいなと思っております。

それから、1月1日でございますが、平成最後の木城町成人式をリバリスでとり行います。ご出席いただきまして、新成人に激励と応援をしていただければ、思い出深い心に残る成人式になるものと思っております。

なお、1月4日から仕事始めとなります。午後3時から、木城町新春賀詞交換会が商工会館で予定をされているところであります。5日、土曜日には、木城町消防始式がコミュニティ広場で午前8時から行われます。安全安心を担っております消防団の勇壮な操法を見ていただきたいと思っております。

このように、年始早々、多くの行事が予定をされておりますので、議員各位におかれましては、お練り合わせの上、ご出席していただきますようお願い申し上げます。お礼と当面する行事への参加お願いいたします。

改めまして、12月定例議会、どうもありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時30分閉会